

「佐倉市民防災啓発センターの設置及び管理に関する条例の廃止について」

1 背景

平成12年に、市民の防災に関する知識や技術の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に資するため、ミレニアムセンター佐倉内に、佐倉市民防災啓発センター（以下「センター」という。）が設置されました。

センターは、平成13年度をピークに利用者の減少が進んでおり、また、設備の老朽化という問題が生じていることから、平成29年度に「市民防災啓発センターの今後のあり方検討会」を設置し、センターの今後のあり方に関する検討を行ったところ、「防災啓発センターを今後運営していくには、老朽化及び防災設備等の改修に多額の経費が見込まれること、また当初の施設目的（体験型の防災啓発施設）は達成したと思料されることから、防災集会所及び地震体験車を除き、廃止する。」とする結論が得られました。

当該結論に基づき、市の内部で検討した結果、センターで体験できる煙体験、消火訓練等は、市及び消防組合で当該体験のための資機材を保有し、いずれも地域の防災訓練で当該体験の実施が可能であることから、公の施設としてセンターを設置する目的は、すでに果たしたものと考えられること。また、令和元年の災害に関する経費及び新型コロナウイルス感染症対策に関する経費の支出により財政状況が悪化している状況から、センターの後利用に関する計画策定を前にセンターを廃止し、センターの維持に関する費用を削減する必要があります。

2 対応方針

- (1) センターを令和4年3月31日をもって廃止します。
- (2) 本条例の廃止規定は、令和4年4月1日から施行します。

3 政策内容

センターの維持に係る経費の削減により、財政運営の効率化が図れます。